平成２５年（フ）第６９１号
広島市東区戸坂南１丁目25番16号
債務者　徳部　京子
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後３時
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６９３号
広島市安佐北区落合南２丁目14番12号
債務者　山口　俊二
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６号
山口県萩市大字福井下633番地１
債務者　藤本真由美
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第５９号
熊本県八代市中片町59番地１
債務者　永松　　望
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月21日午前11時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第３６号
島根県大田市大田町大田イ677番地１ステーションヒルズⅠ103号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目42番９号　ポニョビル301号
債務者　中川　統将
1　決定年月日時　平成25年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後３時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第１４７１号
横浜市戸塚区上矢部町37番地５　戸塚ハイツ203号
債務者　矢後　飛鳥
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９２号
横浜市緑区中山町672番地　ハイツマルイチ101号
債務者　金澤　一彦
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９６号
横浜市緑区北八朔町1761番地
債務者　野々山　尚
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５０２号
横浜市旭区川島町2002番地１
債務者　一戸　淳史
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９６号
静岡市駿河区中島1422番地の１　ハイツブルーム203号、旧住所静岡市駿河区中田４丁目１番33号　ハイツ岡田201号
債務者　石川　辰美
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１１号
静岡県伊豆の国市長岡361番地の11
債務者　横山　美奈
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月25日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１０号
栃木県矢板市木幡185番地３　ヴェルハウスＡ―202号、前住所栃木県大田原市中田原512番地１　東雲109号
債務者　橋本　英樹
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４１号
栃木県宇都宮市川田町367番地１
債務者　松井カオル
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３９６号
栃木県鹿沼市千渡1007番地４　アレスト金子103
債務者　中野　　潤
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０５号
栃木県那須塩原市材木町８番12号、前住所栃木県那須塩原市新緑町120番地58
債務者　深澤　　昇
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１７号
栃木県鹿沼市仁神堂町353番地１
債務者　髙梨　　博
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係